

機動鑑識班の運営に関する訓令

昭和56年3月20日

本部訓令第10号

この訓令は、重要犯罪及び特異事件等の現場鑑識活動及びこれに付随する鑑識業務に従事することを任務とする機動鑑識班の運営に関し、必要な事項を定めたもの。